**船橋市自立支援協議会設置運営要綱**

**資料8-3**

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第８９条の３第１項に基づき、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として、船橋市自立支援協議会の設置及び運営について必要な事項を定める。

（設置）

第２条　市長は、船橋市自立支援協議会（以下「市協議会」という。）を設置する。

　（協議内容）

第３条　市協議会は、相談支援体制を構築するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

　⑴　法第７７条第１項第３号に基づく相談支援事業及び法第７７条の２に基づく基幹相談支援センター事業に関し、委託事業者の運営評価に関すること。

　⑵　困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。

　⑶　船橋市域における関係機関等によるネットワーク構築に向けた協議に関すること。

　⑷　船橋市域における社会資源の開発、改善に関すること。

　⑸　基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関すること。

　⑹　船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画の策定又は変更に関すること。

　⑺　障害者の虐待防止に関すること。

　⑻　障害者の差別解消の推進に関すること。

　⑼　その他市協議会が必要であると認める事項に関すること。

　（委員の定数及び構成）

第４条　委員の定数は２５人以内とし、その構成は障害特性を勘案して、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱または任命する。

　⑴　相談支援事業者

⑵　障害福祉サービス事業者

⑶　保健・医療関係者

⑷　教育・雇用関係者

⑸　権利擁護・地域福祉関係者

⑹　障害者団体の推薦する者

⑺　行政関係機関の職員

⑻　その他市長が必要と認める者

　（委員の任期）

第５条　前条の規定に基づき委嘱または任命された者（以下「委員」という。）の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

　（会長及び副会長）

第６条　市協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は委員の互選により定める。

３　会長は会務を総理し、市協議会を代表する。

４　副会長はあらかじめ会長が指名し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

　（会議）

第７条　市協議会は会長が召集し、会長が会議の長となる。

２　市協議会は会長及び過半数の委員の出席をもって開催できるものとする。

３　会長は第３条に規定する協議に当たって必要があると認めるときは、その識見を有する者の出席を求めることができる。

　（障害者虐待防止対応連絡会議）

第８条　市協議会は、第３条第７号に規定する虐待防止に関し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号。）第３５条に基づく連携協力体制の構築に資するため、障害者虐待防止対応連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置くものとし、必要な事項は別に定める。

　（障害者差別解消支援地域協議会）

第８条の２　市協議会は、第３条第８号に規定する障害者の差別解消の推進に関し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。）第１７条に基づく障害を理由とする差別を解消するための取組に資するため、障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置くものとし、必要な事項は別に定める。

（専門部会）

第９条　市協議会は、次の専門部会を置くものとする。

　⑴　就労支援部会

⑵　地域移行・福祉サービス部会

⑶　権利擁護部会

⑷　障害児部会

　（秘密の保持）

第１０条　市協議会の委員（第８条の連絡会議、第８条の２の地域協議会及び前条の専門部会の委員を含み、次条において「委員」という。）は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

　（災害補償）

第１１条　委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年船橋市条例第３３号）の規定に準じて補償する。

　（庶務）

第１２条　市協議会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課において行う。ただし、障害児部会の庶務は、こども家庭部療育支援課において行う。

　（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、市協議会の運営について必要な事項は、会長が市協議会に諮って定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に改正前の船橋市地域自立支援協議会設置運営要綱（以下「旧要綱」という。）第４条の規定により委嘱されている地域自立支援協議会の委員である者は、平成２４年４月１日（以下「施行日」という。）において改正後の船橋市自立支援協議会設置運営要綱（以下「新要綱」という。）第４条の規定により自立支援協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新要綱第５条第１項の規定にかかわらず、施行日における旧要綱の地域自立支援協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

３　この要綱の施行の際現に旧要綱第６条第１項及び第３項の規定により定められている地域自立支援協議会の会長及び副会長である者は、それぞれ施行日において新要綱第６条第１項及び第３項の規定により自立支援協議会の会長及び副会長として定められたものとみなす。

附　則

この要綱は平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２６年２月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は平成２８年３月７日から施行する。

　　附　則

この要綱は平成２９年５月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は平成２９年７月３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年５月１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。